

## 赤ちゃんが生まれたら ～必要な手続きなど～

### 出生届

問：市民サービス課 54-1111 (内線221・223)

お子さんが生まれた日を含めて14日以内に出生届および出生証明書(お子さんが生まれた病院で書いてもらえるもの)をご提出ください。届出人は原則としてお子さんの父または母で、届出人の署名が必要です。父または母が市役所に届出書を持って来れないときでも、出生届の届出人欄の署名は父または母でお願いします。市役所に提出する人は代理の方(祖父母など)でも構いません。父母の本籍、所在地またはお子さんの出生地のいずれかの役所へ届け出てください。江南市での届出は市役所1階市民サービス課です。

- 必要なもの…出生届および出生証明書、親子健康手帳(母子健康手帳)
- ※保健センター(こども家庭センター)へも20日以内に「出生連絡票」を提出してください。

### 小さく生まれた赤ちゃんへ

問：保健センター 56-4111

2,500g未満のお子さんが生まれたら、速やかに保健センター(こども家庭センター)へ届け出てください。「出生連絡票」での連絡でも可能です。

### 健康保険への加入

問：保険年金課 54-1111 (内線233)

お子さんが生まれた日から14日以内に、健康保険に加入する手続きをしてください。お父さん又はお母さんが加入されている健康保険にお問い合わせください。国民健康保険に加入されている方は市役所保険年金課での手続きとなります。

- 国民健康保険の方の必要なもの…親子健康手帳(母子健康手帳)

### 出産育児一時金

問：保険年金課 54-1111 (内線233)

出産したときには、お母さんが加入する健康保険から出産育児一時金が支給されます。

- 支給額…48万8千円(産科医療補償制度加入の場合は50万円)

出産育児一時金は医療保険者から病院などへ直接支払うこととなりますので、申請は必要ありません。ただし、この制度を利用されない方、または病院などへ支払う金額が出産育児一時金の支給額未満の方は、お母さんが加入している健康保険へ出産育児一時金の申請をしていただくことになります。

申請には、病院などから発行される制度利用合意文書(または制度を利用しない旨合意した文書)及び領収・明細書が必要です。

### 家族のシンボルツリー(記念樹)

問：都市計画課 54-1111 (内線333)

家族の記念日に記念樹「家族のシンボルツリー」を植樹しませんか? 出産、結婚、個人住宅の新築や購入、20歳の誕生日、お子さんが小学校入学された方でご希望の方に苗木をお渡しします。

- シンボルツリーの種類…次の樹種の中からご希望のものをお選びください。
  - ・クロガネモチ(市の木) ・フジ(市の花) ・ハナミズキ ・サザンカ ・イロハモミジ ・ブルーベリー
  - ・オリーブ ・ゴールドクレスト

- 申込み…申込みフォームへ入力いただくか、都市計画課へ申込書を提出してください。

- シンボルツリーの受渡し…申請内容の確認後、苗木をお渡しする日時・場所を記載した引換券を郵送します。お渡し時期は2月から8月までに申請された方は10月に、9月から1月までに申請された方は3月に予定しています。



申込みは▲



クロガネモチ



▲出生届



▲出生連絡票・低体重児届出

## 児童手当

問：こども未来課 54-1111 (内線215)

児童手当は、お子さんの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給されるものです。支給対象は、日本国内に住所を有する(留学は除く)0歳から中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日)までのお子さんを監護・養育している生計中心者(父母のうち所得が高い方・所得制限があります)で、江南市内に住所を有する方です。公務員の場合は、一部の方を除き勤務先から児童手当が支給されるため、江南市からは支給されません。支給額は以下の表のとおりです。

※制度改正により記載内容に変更が生じることがあります。最新情報はホームページをご確認ください。

児童の年齢		所得上限限度額(※1)未満	所得制限限度額以上所得上限限度額(※2)未満	所得上限限度額以上
3歳未満(3歳の誕生日まで)		15,000円	5,000円	0円(支給なし)
3歳以上	第1・2子	10,000円		
小学校修了前	第3子以降(※1)	15,000円		
中学生		10,000円		

※1:児童手当における第3子以降の児童…18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの児童の中で3人目以降の児童を指します。(例:高校2年生、中学1年生、小学5年生の児童を養育している場合の支給額は、第1子(高校2年生)は支給なし、第2子(中学1年生)は月額10,000円、第3子(小学5年生)は月額15,000円)

※2:所得制限限度額と所得上限限度額…所得制限は夫婦合算ではなく、受給者(所得のより高い方)1人の前年所得を対象として判定します。限度額はお子さんの扶養人数によって異なります。詳しくはHPに掲載されている表をご覧ください。

- お子さんが生まれた日の翌日から15日以内(土曜・日曜・祝日含む)に手続きをすれば、翌月分から支給されます。15日目が土曜・日曜・祝日の場合は、翌開庁日までに手続きしてください。年末年始や大型連休(GW等)などの場合はご注意ください。

- 必要なもの…窓口に来る方の本人確認書類、請求者と配偶者のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、マイナンバー付住民票など)、請求者名義の普通預金通帳、請求者本人の健康保険証の写し(一部の方のみ)、必要に応じてその他の書類を求められる場合もあります。

## 子ども医療費受給者証の交付申請

問：保険年金課 54-1111 (内線254)

通院・入院ともにお子さんの医療費(保険診療による自己負担分)を、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまで助成します。医療機関を受診されるときは、健康保険証と子ども医療費受給者証を窓口で提示してください。子ども医療費受給者証の交付の申請先は保険年金課です。

- 必要なもの…お子さんの健康保険証とマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、マイナンバー付住民票など)、受給者の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
- ※受給者でない方が窓口に来られる場合は、他にその方の本人確認書類と、受給者名義のもの(保険証など)が委任状が必要です。

## 養育支援訪問事業

問：こども家庭センター 58-5850

交通手段がなく子育て支援センターに行けない、身近に相談できる人がいない、大勢の人が集まるところが苦手、妊娠や子育てが不安…

このような保護者の方や妊娠中の妊婦さんに対し、保育士がご家庭に訪問します。子育てのこと(世話の仕方・遊び方や関わり方・しつけ方・発達など)と一緒に考えアドバイスします。ご希望の方はこども家庭センターへお申し込みください。

- 利用回数と日数…おおむね3か月間(保護者の方と相談して決めます)です。訪問頻度は月に1、2回ほどで、1回の訪問時間は2時間程度までとしています。※数回だけ利用することもできます。

家での普段のお子さんの様子を見ながら、育児のアドバイスします



詳しくは▲



詳しくは▲